

議案第76号

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年6月5日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の保険料を軽減したいので、この案を提出するものである。

入間市介護保険条例の一部を改正する条例

入間市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7,410円」を「11,856円」に改め、同条第3項中「7,410円」を「14,820円」に改め、同条第4項中「1,482円」を「2,964円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。